



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

令和3年1月1日
第273号

発行責任者 支部長 松永 研 嗣

編集責任者 副支部長 鈴木 寿 枝

発行所 名古屋税理士会昭和支部

印刷所 共生印刷株式会社

謹賀新年



新春のご挨拶



支部長
松永 研嗣

新年明けましておめでとうございます。支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。まず、旧年中は未曾有の事態であったとはいえ、多くの企画を中止せざるを得なかったことを心からお詫び申し上げます。しかし、そのような中にもかかわらず、支部会務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、感染源とされる中国のみならず、イタリア、フランス、イギリスといった欧州諸国や南米のアルゼンチン、コロンビア、そしてニュージーランドなどで都市封鎖が行われました。アメリカでもカリフォルニア州で外出禁止令が発出され、ニューヨーク州やイリノイ州、ハワイ州などで同様の措置が取られました。

日本では、3月の小中高等学校への臨時休業要請を皮切りに4月には7都府県への緊急事態宣言、全国への緊急事態宣言の拡大と経済活動・社会活動の両方が停滞する事態となりました。税理士業界においても所得税等の確定申告・納付期限が一括して4月16日まで延期、その後も柔軟な取り扱いがなされるなど少なからずの影響を受けました。

昭和支部では、緊急事態宣言下の昨年5月に、会員の皆様にはできる限り「委任状」での出席をお願いして

の定期総会を開催させていただきました。

執行部は昨年、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から多くの企画の変更・中止を強いられました。非日常に対していかに無力かを思い知らされた1年となってしまいました。

そのような中、研修関係では6月、7月は研修会を中止させていただきましたが、「民法改正に伴う税制改正や税理士が知っておきたい登記手続き」といった実務に即した研修会を開催するとともに、新しい取り組みとして名古屋税理士協同組合の「研修配信サイト」を活用して、8月に「令和2年度税制改正実務のポイント」を、10月には「税のタブー」についてを開催いたしました。

広報関係では支部報・ホームページによる会員の皆様へのさらなる迅速な情報提供を心がけるとともに、マルチメディア研修の受講方法、登録方法などの発信をさせていただきました。

さらに、迅速な情報提供手段として、名古屋税理士会が導入した「メール配信システム」の活用を推進し、現在も登録数の拡大を目指しています。最近では、「令和2年度第3回全国統一研修会」の会場型研修及び中継配信の中止や名古屋市「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」の情報をいち早く発信いたしました。

このような状況であるからこそ昭和支部は、その伝統である「和」をもって、各部が連携をはかり部長・部員の協力のもと、会員のための会務運営をしております。会員の皆様にはますますのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年が会員の皆様にとって、ご多幸と希望に満ちた良い年となること、非日常から脱却し一刻も早い日常の回復を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

想の徒然

数年前からゴルフを始めました。

それまでは、「趣味は？」と聞かれても、「仕事と子育て」しかなかった私でしたが、このまま子供が成長して離れてしまったときに、寂しくなるような気がして、ゴルフを始めました。

最初は、週一のレッスンに通いました。毎週通うのはなかなか難しく、気分転換にできるときだけ通っていました。そのうち、家族とコースに出るようになり、ゴルフの楽しさがわかってきました。

私は、もともと、運動神経が悪く、小さいころから運動は苦手でした。ボール競技も、陸上競技もまるでダメだったのですが、ゴルフだけは、唯一できるようになりました。きっと運動神経が悪いので、あまり自分で考えずに、レッスンの先生の言うとおりにやっているのと、止まっているボールを打つと

いう点において自分に合っていたのだと思います。

今は、まだ、家族としかラウンドしていませんし、スコアも良いときもあれば、途中であきらめてしまうくらい悪い時もありますが、それでも楽しく、気分転換になります。

コロナのこの時期なので、あまり積極的にはいきませんが、ソーシャルディスタンスを保ちながら、かつ外でやるスポーツなので換気もできているとのことで、最近はゴルフを始められる方も多いと聞きました。

ゴルフは歳をとってからもできるスポーツなので、できれば続けていきたいと思っています。

これから忙しい時期になりますが、ほどほどに気分転換をしながら、大変な時期を乗り切っていきたいです。

(上島 純子)

新春
特集

新年に想う 年男・年女

池田 龍矢(4月30日生)



新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

今年は丑年であり、私は3度目の年男になりました。36歳はまだまだ若いとは思っておりますが、体力の衰え、体型の変化を日々痛感しております。そこで、年男という節目の今年こそは「心技体」を磨き、心と技は一回り大きく成長させ、体は一回り小さく引き締めようと決意いたしました。

私の趣味はバスケットボールです。中学から始め、学生時代は部活やサークルに打ち込み、社会人になってからも時間を見つけては社会人サークルに参加しています。バスケで思い切り体を動かして汗を流すことで、その時の自分の心身の状態を把握することができます。

しかし昨年からのコロナ禍の影響で地域の体育館が利用できなくなり、バスケをする機会がなくなってしまいました。私の体はどんどんなまり、どんどん重くなっています。ランニングや筋トレをしようかな、とやってみても何かと言いつつして続かない。このままこうやって体を動かさず牛のようにのっそり大きくなっていくのか…

「あきらめたらそこで試合終了ですよ…？」

私は、決意しました。身体を鍛え、精神力を高め、仕事のスキルも磨き上げる。「心技体」をバランスよく鍛えることで、自分の持つ力を最大限発揮できるようにしたい。これぞプロフェッショナル。

次の丑年を迎えるときには、仕事の経験を積み知見を深め、12年前のゆるんだ体を笑い話にできるくらい「心技体」を磨き上げた自分でいたいと思います。そして、バスケットボールを気兼ねなく不安もなく楽しめる社会になっていることを願います。

上田 修司(3月27日生)



新年、明けましておめでとうございます。

丑年は、十二支の2番目の干支であり、子年に蒔いた種が芽を出して成長する時期とされ、まだ、結果を求める時期ではなく、結果につながる道をコツコツと作っていく基礎を積み上げていく時期とされているそうです。

私は、今年で48歳となり、人生100年とすれば、人生の折り返し地点にたっておりますが、仕事の面におきましては、昨年の8月に初めて税理士事務所を構えることとなり、新たな人生のスタート地点にたったばかりであります。

ですから、まずは、基礎を確実に積み上げていき、税理士として皆様の信頼を得られるよう精進していきたいと考えております。

また、自分が年男だった歳を振り返ってみると、24歳には所帯をもち、36歳にはマイホームを購入していたことを思い出しました。

48歳となる今年は、どのようなことが起こるのか想像もつきませんが、私の人生の中で思い出深い1年となるようにしていきたいと考えております。

これからも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いたします。



新春
特集

新年に想う 年男・年女

大橋 裕志(8月3日生)



新年あけましておめでとうございます。早いもので、令和も3年になりました。

昨年は、春先から新型コロナに振り回された年でした。

緊急事態宣言が出され、外出自粛、移動制限等々のコロナ禍にあって、支部活動や運営など支部役員の皆様には大変ご苦勞をおかけしました。また、私どもの業務も大きな影響を受け、最近の相次ぐ税制改正に加え、本来業務でない業務への対策に追われた年でした。新型コロナ対策の税制や措置に加えて新型コロナ関連助成金・給付金等の申請相談に始まり、それらに関連した取り扱い、税制措置にはしばらく悩まされそうです。

昨年暮れにはアメリカ大統領選挙もありましたが、TV新聞等でみる限り、選挙活動はとてもの民主的とは言えず非難合戦でした。本年は、我々の名古屋税理士会においても、役員選挙の年です。無駄な選挙は無い方が良いですが、手を挙げる者が多ければ選挙になる、選挙になった際には非難合戦ではなく理性をもって「キレイ」な選挙に努めたいものです。

登録以来、支部を含め税理士会のお役も様々務めさせていただきましたが、会務については、うまく出来たことよりも失敗したことばかりが思い出されます。しかし、その都度みなさんに助けていただき無事努めることが出来ました。改めて感謝致します。昭和支部は本当に良い支部で私にとって会務遂行の支えでした。支部並びに支部の皆様のありがたさを痛感するとともに改めてお礼申し上げます。

本年は、私自身高齢者と言われる年齢になり持病を持つ身です。コロナ感染には十分に注意し、少しでも支部のお役に立てるよう努力し、丑年の年男らしく、のんびりと堅実な生活が出来ればと願っています。

小栗 崇嗣(10月1日生)



昭和支部の皆様、新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご壮健にて新年を迎えられましたことでしょう。

人生3回目の干支を迎え、初めて年男を意識しました。前回2回目の干支では、更に若輩者で、税理士業界の門戸を叩かせていただくとは夢にも思っていませんでした。

昨年は、何と言っても新型コロナウイルス感染症の印象が大きいかと思われます。東京五輪の延期が決まり、瞬間にその影響に巻かれていった印象があります。もはや、海外旅行が国内旅行よりも安く身近に感じられた近年に、ここまで外に出るだけでも考えてしまう状況になるとは、昨年の初めにはどなたも想像に至らなかったことかと思えます。

しかし、この未曾有の危機の中でも活気を取り戻すべく、いままで対面が当たり前であった為に停滞した日常が、WEB会議・クラウドシステムの導入、テイクアウトの拡充、非接触販売への取り組み等、数多くのサービスを備える事によって、少しずつですが活気を取り戻しています。日々の業務でも、そういった事例、助成金や融資のご相談等、フレキシブルな対応を求められることが多いかと思えます。より多くの事例や経験を問われる税理士として、正に求められていると日々発奮する毎日です。

まだ登録させて頂いて幾分も経っていない若輩者ですが、税理士として、顧問先、地域の皆様、税理士業界、そして昭和支部に少しでも貢献出来る様、頑張りたいと思っておりますので、何卒ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

令和3年が、会員皆様のご健勝と業務のご繁栄、そして最良の一年となりますよう祈念申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

加藤 典利(1月29日生)



昨年の9月末、支部報が送られてくる封筒の中に「原稿執筆のお願い 新年に想う 年男・年女」という文書が同封されていた。一瞬開けなければよかったと後悔したが、そうか、来年は年男なのか、と改めて認識した。しかも今回は「還暦」という特別なもので、まさか自分が還暦を迎えることになるうとは、時の経過とは恐ろしいものだ。

さて、昨年はなんとといっても新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、今までの生活様式が一変した年であったが、我が家も娘が就職し、息子は大学へ進学して下宿生活を始め、さらには自宅の建替えもあり激動の一年だった。その中で息子はずっとオンラインのみで未だ生の講義を受けることはなく、キャンパスへもほとんど行っていないようで一番コロナの影響を受けている。後期になってから中学からやっていた卓球のサークルに入ったので少しは大学生活を実感していると思うが、やはり今年はコロナが落ち着いてキャンパスライフを存分に楽しんでもらいたい。もう一つ我が家のコロナの影響としてはせっかく五輪のチケットが当たったのに延期になったことだ。これを逃したらもう観ることはないのではなんとか開催してほしいが、どうなるのだろうか？

また、今年には2001年2月に税理士登録してからちょうど20年となる節目の年でもある。全くゼロからのスタートで右も左もわからないまま勢いで開業してしまっただけで、なんとか税理士としての成人式を迎えることができるのはお客様はじめ様々な方との『縁』があったおかげであり、今後もこの『縁』を大切にしていきたいと思っている。

いよいよシニアに分類される年齢になるが、まずは健康第一に、仕事もプライベートもつつがなく過ごしていくことができれば十分である。

木下 義啓(7月29日生)



六回目の丑年を迎えます。振り返ってみると、社会に出入りし、長く苦しい仕事と受験との両立を終え、晴れて5科目合格を果たして27年になりました。又勤務する会社に自身の人生を託す事に限界を感じ50歳で退職し、経験のない税理士事務所を開業して22年になり、現在に至って居ます。

昨年は2つの転機がありました、一つは、車種は異なるものの高校一年生から55年乗り続けていたバイクを高齢のため処分しました。特に脱サラ後は大型バイクで北は青森の竜飛岬から南は下関迄全国走り回りましたので少し寂しい気持ちです。

今一つは、14年間勤務した家庭裁判所を定年退職した事です。私は主に遺産分割を担当する調停委員でした。私は最後の受験科目が相続税であり知識を生かしてよい経験をさせて貰いました。遺産分割調停は税理士には知識と経験が生かせる仕事ではないかと常に思っていました。

調停終了で余った時間をどの様に使おうと思って居た所、コロナ禍で外出制限・活動自粛と成ってしまいました。とりあえずは昔税理士試験合格後始めて四段のまま細々と続けて居た弓道にもう一度励もうと思います。弓道は的中を競う競技弓道と、的中に加え射形と体配の技を磨く弓道が有り、体への負荷が少なく高齢者に優しいスポーツとされて居ると共に日本的な奥深い面も有るので、未だ10年位は続けられたら良いと思っています。

最後に健康に留意してできる限り税理士を続けたいと思います。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

酒井 秀樹(7月14日生)



新年あけましておめでとうございます。この原稿依頼を受け4回目の年男を迎えることを改めて認識すると同時に、自分の年齢が俄に信じられなく驚愕しています。20代・30代の頃、勝手に抱いていた50歳前後の方のイメージは「完成された立派な大人」です。私自身、身体の老化は感じるものの精神面に至ってはビックリするほど成長できていないことに恐怖すら感じています。

現在、中学2年生の息子と小学5年生の娘の子育て真っ最中ですが、子供たちは日々成長しています。1ヶ月、半年、1年を経過すると、心身ともに目を見張るほどの成長を遂げています。正直、そんな子供たちを見てうらやましく思うこともあります。

次の年男は12年後の「還暦」です。これからの過ごし次第でその後の人生にも大きな変化が出てくるでしょう。まだまだ子供たちには負けてはいられません。イメージした大人に少しでも近づけるよう、これまで以上に時間を大切に、仕事もプライベートも充実したものにしたいと思います。

充実した日常を過ごすためには、私自身が健康でなければなりません。何をやるにも健康な身体があつてこそ!! しっかり健康管理をしようとは思いますが、気持ちとはうらはらにどうしても遅い時間にお酒や食事を取る日が増えてきてしまっています。その結果、ここ数年は衣替えの度に着られなくなった洋服を見つけてはため息です。このままでは…よくありません。まずは就寝3時間前までに飲食を終えることを目指して改善に取り組みたいと思います。

12年後の輝かしい未来に向けて…。良いスタートの1年となるように、健康第一で仕事に子育てに邁進して参りたいと思います。

坂上 洋子(2月18日生)



新年あけましておめでとうございます。

今年私は5回目の年女、還暦を迎えます。

この場をお借りして過去4回の年女の年を振り返ってみたいと思います。

私ごときの回想録などお目汚しにしかならないですが、しばらくお付き合いください。

1回目は昭和48年。小学校卒業の年です。第一次オイルショックが起これ日本経済はそれまでの高度成長から低成長路線への転換を余儀なくされました。しかし子供だった私はひたすら明るい未来を思い描いておりました。

2回目は昭和60年。結婚話が浮上しましたが「このまま結婚していいのか」という思いにとらわれ、結局はしない選択をしました。今以て独身とは当時考えてもいなかったけれどお一人様とお猫さまの生活も悪くないです。

3回目は平成9年。ある人を追って東京へ。職場に転勤を願い出て池袋の予備校で働いていました。当初の目的は果たせませんでした。東京での生活は実に楽しいものでした。

今も当時の塾生から「課長になった」とか「子供が〇〇高校に合格した」などと聞くと「あの子がこんなに立派になって…」と感慨もひとしおです。

4回目は平成21年。21世紀になったのを機に予備校からの転職を考え簿記を学習し始め、その後経理事務をしながら税理士を目指していました。

この平成21年に派遣社員として勤めていた会社の社長は決して偉ぶらない人格者で私の夢を応援してくれました。今も時々お会いしますが以前と変わらず穏やかで謙虚な方で私も「かくありたい」と思う人生の先輩です。

そして迎えた5回目令和3年。今年の干支の「丑」には「からむ」という意味があり芽が種子の中で伸びることができない状態を表しているそうです。そこから丑年は我慢や発展の前ぶれを表す年になると言われています。

新型コロナウイルスが未だ終息に至らず、しばらくは耐え忍ぶ年になるかもしれませんが、牛のように地道に進むことで困難を克服し、新たな発展に繋がる年になるよう切に願います。

皆様にとりまして、この1年が素晴らしい年でありますよう心よりお祈り申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

棚橋 由美子(1月7日生)



お誕生日がまだ来てないので年女という実感は湧かないのですが、もうそのような年齢になったのかと思いました。

思い起こせば2回目の年女はまだ学生の身分でしたので、学生生活を謳歌していたような記憶があります。もう少し勉強しておけばよかったかなと思うことがあります。そこから少し回り道をして税理士試験に合格し、補助税理士として登録して個人事務所に勤務していたのが3回目の年女の時でした。当時横浜の税理士事務所に勤務をしていたのであまり支部での活動はしていませんでした。そして名古屋に引っ越しをし、昭和支部に移動して丸8年経ち微力ながら支部の活動にも参加してきました。

学生の時から続けているものがあります。それはフィットネスクラブに通っていることです。私が最初に通っていた頃は、エアロビクス全盛期でした。当時インストラクターの人がハイレグ(今となっては死語に近いと思いますが)のレオタードを着ていてスタジオで動いていた時代でした。その頃はJAZZや太極拳などもスタジオプログラムとしてレッスンがありました。

時代は変わり今はヨガやダンス、トランポリンやプレコリオ(あらかじめ振り付けと音楽が決まっているスタイル)に変わっています。昔からヨガはありましたが今は多様なもの(暖ヨガなど)になっており、ジムも最新の設備を取り入れたり日々変化しています。

私の今年の目標は日々健康に過ごすこと(当たり前かもしれませんが、体調を崩したら何も出来ないのです)。次の年女も元気に過ごせるよう日々色々なことにチャレンジするつもりです。

直井 信夫(3月30日生)



新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。私は今年5回目の年男を迎え、還暦の60歳となります。

還暦といっても、昔のように定年、現役引退というわけではなく、現在ではほとんどの皆さんが現役で頑張っている年齢です。また、厚生労働省発表の老後資金2,000万円問題を考えても私の場合ですとまだまだ現役で頑張らなければならないと思います。

昨年は新型コロナが発生し、コロナ禍の中で自粛ムードが漂い、経済も停滞し、大変な年でありました。また、社会環境においても、マスク、手洗い、ソーシャルディスタンス、テレワークなどの変化が起きました。

本年は、with コロナの生活にも慣れ、経済も活性化し、オリンピックも開催される年になることを、また、治療薬、ワクチンも開発されるよう切に願います。

そのような年の中で、還暦を迎える私ではありますが、幸い独立開業後、平穏無事に現在まで恵まれた環境の中でここまで来たわけですが、アフターコロナにおいては、デジタル化、AI化が加速することが予想されるため、税理士業界もテレワーク、リモート会議、会計ソフトの処理をAIが行うなどの変化が近い将来起こってくるのではないかと考えられます。それらに対応していくべく、事務所内のデジタル化、税務代理のほか経営コンサル面においても顧問先のお力添えができるよう精進し、60歳の手習いではないですが、還暦を機に健康に留意してもっと深くまた新たに勉強し、謙虚に少しでも前進し、これまで以上に税理士業務に励み、頑張りたいと思います。

最後に昭和支部の皆様のご多幸とご隆盛を心よりお祈り申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

橋部 勝俊(1月18日生)



『人生は楽し、そして無限の挑戦』

令和3年1月18日は私の満84歳の誕生日です。満80歳で、20年楽しんだシニアソフトボールを引退し、4年が経過しました。その後ゴルフ一筋に、合間に仕事を楽しんでいます。残念ながら、同年配の友は数人を残し天国とやらに行ってしまう、私自身、落ち込み、友の無くなった現状は淋しい限りです。

その為、私は楽しいゴルフプレーが出来るように、当初週に1度、プロにレッスンを受けましたが、一向に上達できず(100を切れない)その後は週に2度(水・土)レッスンを増やし受けています。そして楽しいゴルフ遊びとともに、一度はエイジシュートを目標に心がけ、努力を続けていました。そして最近、年寄りのゴルフ会への参加を積極的に進めています。

1. 恵那峡CCのプラチナ会(80歳以上)
2. 鳴海CCのフレンド会
3. 定光寺CCの笑納会
4. 森林公園CCの友の会

に立て続けに入会、新しい友もたくさんでき、毎月忙しくゴルフをプレーしています。

その中で特に感じた事は、プラチナ会では97歳6ヶ月で車の免許を更新し、そしてゴルフも104～5で回ってくるY氏とか、90歳でもカートに乗らず、歩いてプレーするK氏。世の中には、怪物というか、“バケモノ”がいくらでもいる、大発見です。やはり、人生は健康が第一とつくづく知らされました。

その様な中、ゴルフ中に大異変がおこりました。私は過去に、3回ホールインワンを達成しましたが、1ヶ月余前の9月30日、定光寺CCでのこと。ミドルホール(パー4)で、人生初めてのイーグルを、アウトとインで2回も達成し、スコアを37+43=80と、正にエイジシュートをすることができ、夢のようでした。目標を持って何事も進めば、達成することが出来ると感じています。

そして、最後の目標が出来ました。

それはロングホール(パー5)を2打でカップインする“アルバトロス”です。夢の飛距離へまっしぐら300ヤードの広告につられ、フェアウェイウッドを2本購入し、2オン狙いの飛ばすことのみを考え、頑張っていますが、その結果、アイアンがおかしくなり、現状10月11月は、100を超すことになり、苦しんでいます。誰か助けて…と叫びたい状態で、なんとゴルフは難しいと改めて知り、無限(夢幻)のチャレンジにあきれている今日、この頃です。

三浦 利勝(12月22日生)



税理士50年が過ぎました

84歳まで仕事ができ、元気で新年を迎えられることは、ほんとうに幸せです。税理士になって50年余の想いを振り返ってみました。

昭和39年運よく税理士試験に合格しました。その頃は瑞穂区のN株式会社の経理部に勤めておりましたが、定年後に役に立つかなと思い自分で受験勉強をしました。4～5年ほど税務担当をさせていただきましたが、転勤命令があり将来のことを悩みながら、退職することにしました。その頃は景気も良く知り合いより数件の顧問先を紹介していただき、今から思えば税理士を開業してよかったなと思っています。

税理士になりお世話になったのが、勤務中に昭和法人会の関係で面職があり、当時昭和支部長をされておりました故土屋彰護先生です。私は会計事務所に勤務したことがありませんので、小規模会社の税務、会計処理の実務は全然知りませんでした。土屋先生には会務のこと、そしてM社を通じて会計ソフトの導入など、色々ご指導いただき、大変お世話になりました。おかげさまで税理士の業務がスムーズにできたことを覚えております。

税理士になってよかったことは、ゴルフを十分楽しめたことかな。40歳代の時には、まだ業務に余裕があり十分練習できる時間もありました。シングルになれてよかったこと、名古屋税理士会の45周年記念ゴルフ大会(昭和62年11月)に優勝したこと、アメリカのマスタースゴルフを観戦し、すぐ近くでタイガーウッズ等有名選手を見られたこと等、ゴルフには楽しい思い出があります。

12年前には税理士法人に組織変更し、事務所の二人(河田隆弘、村井伸行)を社員税理士にして業務を大幅に任せております。今後はゴルフを楽しみ、健康に気を付け、余生は気楽に過ごしたいです。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

室賀 博幸(1月2日生)



^{とこわか}
“常若の命”(永遠の命)

令和3年1月2日で72歳となります。

私の妻は12年前に白血病になり、2年間の闘病生活の後、10年前56歳で他界しました。白血病になった時「私は何も悪いことをしてないのに、何故神様は私を苦しめるのか?」との悲痛な叫びがありました。しかしながら、死の直前には、「私は、子や孫の命の中で永遠に生きていく。」と日記に記述し、公認会計士である次女の結婚式の1日後に、結婚式が無事行われたことを確かめ、安らかに往生しました。最期の妻は34年間の結婚生活の中で最も美しく輝いていました。妻が往生した時には孫は1人だけでしたが、その後5年間で4人の孫を授かりました。

妻が逝った翌年に、地元天白区植田にある氏神様の植田八幡宮の氏子総代になり、副総代長、総代長を勤め、同時に伊勢神宮の評議員も3年間勤めさせていただきました。この間に日本人の心の原点である“伊勢神宮の哲学=常若(とこわか)”について深く考察できました。1330年前に始まり、20年毎に実施される式年遷宮に示されています。“心、智慧、知識、技術、技能等”を親から子へ、師匠から弟子へ、先輩から後輩へ伝えていくことにより、絶えず若々しい命が創られる。これを行うことが尊いことである。

この植田八幡宮を1580年に修造した室賀久太夫は“永寿”と号して15年間の僧侶の後、尾張徳川家の藩主側近となりました。

また1480年創建した植田の“栄久寺”の開祖である室賀多聞は“永照法師”との僧名を持っていました。

氏神様や菩提寺を造った先祖は、“永遠”を考え、戦い、生き、往生しました。

私も、妻や先祖のように“永遠”の命を創造する手助けをして、妻や先祖がいる浄土の世界へ参りたいと存じます。

山田 和典(10月6日生)



新年あけましておめでとうございます。

本年で4回目の年男を迎えることになりました。40代も半ばに差し掛かった頃から自分の年齢がすぐ思い浮かばないようにっており、原稿依頼を頂き、あらためて自分ももう若くないと痛感している次第です。自分の年齢がすぐに思い浮かばないのは、加齢による脳の老化なのか、単純に自分に興味がないだけなのか、それともいつまでも若いつもりでいて自分の年齢を認めたくないという無意識下での抵抗なのか、考えましたが、そのすべてが理由であろうという結論に至りました。世間一般では40代終盤はもう“いい年齢(とし)”と呼ばれますが、税理士業界ではまだまだ若手です。諸先輩方のように長く業務を続けるにあたっては、業務知識の向上もさることながら、健康であることも大事かと考えます。老後を健康に過ごすには、40代をいかに健康的に過ごすかが大事、と聞いたことがあります。老後に足腰に不安なく元気で過ごすには、40代のうちに適度な運動をして身体を鍛えておいた方がよいということでした。私の40代もあと2年、しばらく中断していたランニングも再開しようと思えます。まだハーフマラソンしか走ったことはありませんが、いつかは京都マラソンにエントリーして、世界遺産の街並みを走ってみたいですし、ホノルルマラソンにも惹かれます。また、学生時代に部活で頑張ったテニスもやりたいし、同好会のソフトボールとボウリングも楽しみたい。やりたいことが多いですが、好奇心旺盛なのはよいことと、根拠はありませんが自分に言い聞かせて、業務知識のブラッシュアップとともに、これらのスポーツを楽しんで、老後の健康につなげていきたいと思っています。

11月支部研修

(令和2年11月16日開催)

「税のタブーを考える… 税についての発想の転換…」

講師：弁護士・青山学院大学名誉教授

三木 義一 氏



1、MMT (現代貨幣理論入門) の可能性を探る

(1) 日本の財政の現況

日本の財政は、伝統的な均衡財政理論の基、プライマリーバランスが重要であるとされていた。しかし、その均衡を保つ事は難しく様々な措置を取られながらも、歳出は増え、歳入が減るという不均衡な状態で推移していた。さらに今年は、新型コロナウイルスの影響で、歳入の減少及び歳出の増加が今ま

でに類を見ないほど拡大した事により、国家のプライマリーバランスは今まで以上に危機的な状況となっている。しかしながら、現在の日本は円相場が上がっているなど、日本が破綻するような様子はみられないように思われる。

このように考えると、今までの伝統的な均衡財政理論は、経済学上は正しくなかったのではないかという仮定を、一度検討してみる余地があるように思われる。

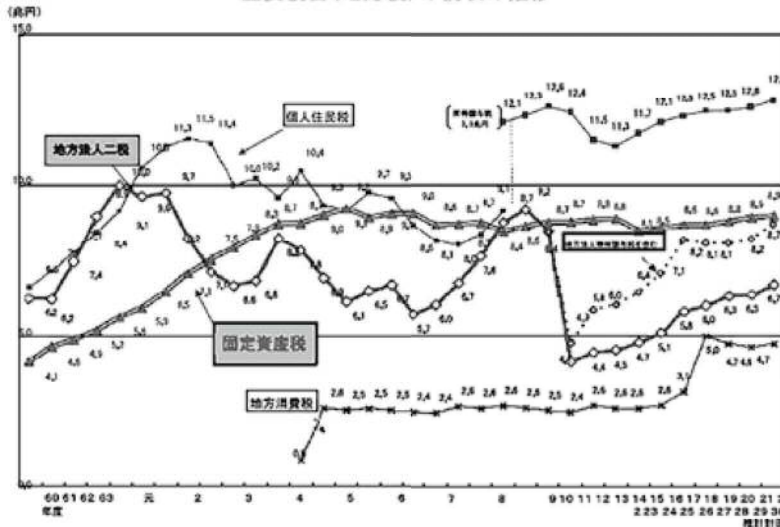
(2) MMT理論について

従来貨幣は、物々交換経済の不便さを解消するために「交換の媒体」として導入されたとされていた。しかし、歴史学や人類学上は物々交換が行われていた証拠は見つかっていない。また、従来の商品貨幣の典型例は貴金属硬貨であるが、現代の経済がなぜ素材価値を前提としない不換通貨で成り立っているか説明できない。

これらの観点から、貨幣の起源を再確認すると、経済取引とは、もともと貸し借りの関係を伴う信用取引であり、その際に発行された債務証券である、と考えられる。それは、中世ヨーロッパにおいて、木製の「割り符」が債務証券として発行され、決済手段、いわゆる貨幣として流通されていたことからわかる。

国は、租税の大きさを図る尺度として通貨単位を想像し、その通貨単位に基づいて国民に対して納税義務を課す。さらにその通貨単位で表示された自国通貨を発行し、それを租税の支払い手段として受け取ることを約束する。すると、民間取引を含めて債

主要税目(地方税)の税収の推移



(注) 1 表中における数値は、概数であり、四捨五入を要しない。
2 平成20年度までは決算値、20年度は概算値(95.119兆円)、21年度は地方財政計画値である。
3 地方住民二税の平成21年度以降の決算値は、国から償還的徴収に対して課予されている地方住民税増徴分費を減算した値。
(◎ 1.4兆円、◎ 1.5兆円、◎ 1.7兆円、◎ 2.1兆円、◎ 2.4兆円、◎ 2.7兆円、◎ 3.1兆円、◎ 3.4兆円、◎ 3.7兆円、◎ 4.1兆円、◎ 4.6兆円)

務・資産・価格が国の定めた通貨単位で表示され、取引の決済手段においても自国通貨が用いられるようになる。

これらの流れを踏まえてMMT理論における「貨幣」に関して再考してみると、例えば、銀行の預金は、民間銀行に入ってきた預金を貸出し、それを繰り返すことで当初の何倍もの銀行預金を創造するという「外生的貨幣供給論」に基づいたものではなく、外部から通貨を入手することなく、銀行の借り手への貸出額と同様の預金額を記帳するだけで、預金を創造することができるという「内生的貨幣供給論」に基づいた考え方ができる。

また、国民や企業は、税金や債務の支払いや国債の購入に際し、事前に自国通貨を入手しなければならない。

このように考えると、発行コストやインフレへの配慮を怠らなければ、自国通貨の発行はいくらでも可能であるし、論理的には税金は政府の財源ではあり得ず、国債も資金調達手段ではあり得ない。

すなわち、増税の目的は通貨に対する需要を増やし、国債の目的は望ましい金利水準を達成することであると考えべきではないのであろうか。

このように考えていくと今後の日本の財政を考えるにあたり、MMT理論の考え方についても議論をしていく必要があるのではないか。

2. 固定資産税に関して

(1) 固定資産税の評価に関して

近年、地方自治体による固定資産税の誤徴収に関するニュースを目にする機会が多くなってきた。

固定資産税の課税標準は時価であるため、変動しているはずであるが、主要税目(地方税)の税収の推移からもわかるように、バブル期以降ほぼ横ばいである。

日本において土地は約1億8,000万筆、家屋は約6,000万棟あり、それらを3年に一度評価し直し、政策的な特例措置を加味して課税標準を算出することは、大変なことではないか。計算方法も複雑で調整要素も多く、不透明感があるため市民も調べなくてはわからない。

固定資産税の課税標準の算出方法に関しても、現在の価格を疑ってみる必要があるかもしれない。それと同時に、簡単、公平で、透明で、納得できる評価基準に見直す必要があるかもしれない。

(研修部 小川 綾子)

12月支部研修

(令和2年12月11日開催)

1-1. 書面添付制度 (相続税) について

講師: 昭和税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官
清水 信行 氏



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の記載内容について、名古屋国税局令和2年8月発行の冊子「添付書面の記載について(相続税等関係)」に基づき以下の説明があった。

- (1) 申告書の作成に当たっては、相続税の申告のためのチェックシートを参考に、計算・整理した内容を具体的に記載し、その際には、確認した関係書類や確認方法(程度)を可能な限り記載すること。
- (2) 生前中の不動産等相続財産の顕著な増減事項について、検討・確認した内容を具体的に記載し、その際、確認した関係書類等、確認方法及び確認の程度を可能な限り具体的に記載すること。
- (3) 納税者から相談を受けた事項に対し、税務上の留意点など指導・助言した状況及び納税者へ説明した事項を具体的に記載すること。
- (4) 総合意見として、被相続人に関する事項、被相続人の財産の帰属判定について参考となる事項、納税者の税に対する姿勢・認識、関与状況等、相続税申告チェックシートを活用し各項目の確認・検討をした旨等を具体的に記載すること。

次に各財産、債務項目に関して記載事項の具体的説明があった。

上記記載は税務調査実施の効率化、省略に資するものであり、税務署、税理士双方に有効なので書面添付を奨励するものである。

1-2. 書面添付制度（法人税） について

講師：名古屋税理士会 業務対策部副部長
稗田 宏氏



添付書面の添付状況を見ると、相続税は他と比較すると高い割合である。

税理士法第33条の2には、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる、となっているが、法人税に関しては法人ごとに事情が異なる。そこで名古屋国税局発行の「書面添付の記載について（法人税等関係）」の中の、「添付書面の記載内容について【法人税】」が参考になる。

意見の聴取について、事務運営指針に「意見聴取における質疑等のみ起因して修正申告が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことに留意する。」と、より具体的に不安を払拭する文言が入った。

虚偽記載に対する懲戒処分については、通達46-1の書面添付の虚偽記載により、限られた場合のみである。より具体的な記載をお願いしたい。

法人税に関して書面添付を書こうとしたとき、税務相談等について、いつ、どういう場合にしたかなどは、業務処理簿をきちんとつけて活用して欲しい。

意見聴取を是非受けていただきたい。意見聴取の結果、調査に移行したとしても、決して不利になることはない。是非書面添付をして、意見聴取を受けて、この制度の良さを理解していただきたい。

（令和2年12月11日付メール配信：国税庁が「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕（令和2年分以降用）※国税庁標準様式」を公表しました。新しいチェックシートを名古屋税理士会会員専用ページに掲載いたしましたので、ご活用ください。）

2. 令和2年分年末調整について

講師：昭和税務署 法人課税第七部門
上席国税調査官 大橋 聖子氏



(1) 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額の最低額が65万円から55万円となり、給与収入850万円超の人は給与所得控除額は195万円で頭うちとなるなど、給与所得控除額が変更された。

(2) 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

- ・基礎控除額が、合計所得金額2,400万円以下では48万円、2,400万円超2,450万円以下では32万円、2,450万円超2,500万円以下では16万円、2,500万円超は基礎控除の適用をうけることはできないこととされた。
- ・その年の給与収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は23歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の所得金額調整控除が創設された。
- ・「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新設された。
- ・源泉徴収簿の様式が変更された。

(3) 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられた。

(4) ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、その人と生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下であり、かつその人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない。）である場合には、ひとり親控除として、その年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万

円を控除することとされた。

これを受け寡婦の要件は次のようになった。(寡婦控除は27万円) ①夫と離婚した後婚姻をしていない人で扶養親族を有しかつ合計所得金額が500万円以下かつ事実婚状態でない人、又は②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で合計所得金額が500万円以下かつ事実婚状態でない人。

特別の寡婦の特例は廃止となり、従来の特別の寡婦及び寡夫はひとり親控除に該当することとなった。

(5) 年末調整関係手続きの電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係について、電磁的方法による提供が可能となった。

3. 令和3年度償却資産税(固定資産税)の申告について

講師：名古屋市金山市税事務所

固定資産税課償却資産係長 高橋 泰徳氏



令和3年度償却資産(固定資産税)の申告について、申告期限、申告書の提出先、マイナンバーの取り扱い、種類別明細書、固定資産税(償却資産)と法人税・所得税の取り扱いの比較、建物附属設備・特定附帯設備の取り扱い、及び課税標準の特例についての説明があった。

次に、2つの特例について説明があった。

- ①中小企業者等が新規取得した先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の資産に係る固定資産税(家屋・償却資産)について、3年間ゼロに軽減される。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税・都市計画税について、令和3年度課税分に限り、事業収入の減少割合に応じて課税標準の特例を適用する。これは令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年

の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等(性風俗関連特殊営業を営む者を除く)の事業用家屋及び償却資産の固定資産税・償却資産税について、事業収入の前年比が50%以下ならばゼロ、51%以上70%以下ならば2分の1とするものである。

この特例は、令和3年1月4日(月)～2月1日(月)消印有効に申告されたものに適用する(申告期限後提出は原則特例を適用しない)。申告方法は必要書類を郵送するか、電子申告(エルタックス)の場合は必要書類をイメージデータ(PDF形式)で添付して送信する。

(研修部 森 正憲)

昭和支部事務局新入局員のご紹介



武村 靖子

この度、昭和支部事務局に勤務させて頂く事になりました武村靖子です。竹中さんの後任として事務局に入りました。

今まで税とは無縁な仕事に携わってきたので、事務局での仕事は、何もかもが初めての事ばかり、今はまだ不安でしかありません。。。

まだ竹中さんから引継ぎ途中でこのコロナ禍、色々な行事が中止になったり、イレギュラーな事もあり、通常の業務がどこからどこまでなのか把握出来ていませんが…しっかりと引継ぎを受けていきたいと思っています。

先にも述べましたように税の事に関しては無知です。先生方には当たり前の事が私には当たり前だと思っていない事も多いのでご迷惑をおかけする事も多々あると思いますが、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い致します。

尚、先生方とは支部例会でしかお会いする機会がありませんので、お名前とお顔がまだ一致しておりません。支部例会でお会いした時にはお気軽に声を掛けて下さいね。



【11月の月例集会】

令和2年11月16日(月)13時30分より

「名古屋税理士協同組合研修配信サイト」による配信中継

(昭和税務署より連絡事項)

1. 税を考える週間について
2. 租税教育について
3. 令和2年分確定申告期における閉庁日対応について
閉庁日対応を行う日
令和3年2月21日(日)
令和3年2月28日(日)
4. チャットボットの運用開始について
5. 書面添付制度及び年末調整について
6. 所得税及び復興特別所得税の予定納税第2期の納期限について
7. 令和2年分確定申告前の譲渡所得に係る説明会の開催について
8. 印紙税書式表示に係る電子申告のご利用方法について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定について
税対部：無料税務相談について
総務部：今後の予定について

【12月の月例集会】

令和2年12月11日(金)13時30分より

名古屋市公会堂

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について
2. 署内領収窓口の開設時間短縮の試行について
3. 期限内納付について
4. 国外財産調書制度等の定着について
5. 源泉所得税の未納防止及び税務署提出書類の確実な記載等について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会予定及び配布図書について
税対部：確定申告期の無料相談割付発送・無料相談について
総務部：今後の予定について

支部からのお知らせ

・1月月例集会及び研修会のご案内

日時：令和3年1月8日(金)

場所：名古屋市公会堂

月例集会：13時30分より

研修会：14時15分より

「税務調査を巡る法律問題」

講師 中央大学教授・法学博士

酒井 克彦氏

新年会：中止

・2月月例集会及び研修会のご案内

日時：令和3年2月9日(火)

場所：名古屋市公会堂4F

月例集会：13時30分より

研修会：14時15分より

「令和2年分確定申告の留意点について」

「綱紀監察事例について」

講師 税務署 担当者

※月例集会等に関しましては、体調に不安がある方等は出席自粛をお願いします。

・配布図書のご案内

○令和3年1月月例集会時配布予定

「裁判例からみる税務調査」(大蔵財務協会)

○令和3年1月中旬発送予定

「〈令和3年3月申告用〉所得税確定申告の手引」
(税務研究会出版局発行)

※コロナ禍により、所得税確定申告の手引については、今年は例外的に全会員に送付いたします。

編集後記

連日「新型コロナウイルスの感染拡大」がテレビのトップニュースになっていますが、昨日は「はやぶさ2のカプセルが無事地球に帰還!」でした。宇宙科学にそれほど興味があるわけではありませんが、久しぶりにワクワクし、この快挙に関連する記事で気分を盛り上げています。

コロナ疲れと不安の中、心を弾ませるニュースが増えることを願います。(吉田 久美子)